

# 個人間精子提供の現状と課題

西園寺 優

# 私(精子ドナー)の精子提供歴

- 2009年 知人の依頼で精子提供を知り、開始する
- 2010～2012 年数件の依頼を受ける
- 2012～2014 mixi で精子提供の募集受付を開始
- 2015～現在 [Twitterアカウント](#)や <https://精子提供.jp/> を開設し、現在に至る

年齢: 30代前半

職業: 経営者

既婚者で子ども2人

その他、詳しい情報は[こちら](#)

## ①beforeコロナとafterコロナの個人間精子提供の変化

②個人間提供のメリット・デメリット

③当事者として感じるドナー搾取のリスク

④今後の配偶子提供はどのように行われるべきか

## コロナウイルスの影響で一時は依頼ゼロ

- 2020年3月～2020年9月の半年間は、相談件数が20%に減少
- 2020年10月から増え始め、2021年3月には元の水準まで戻る
  - 「コロナ収束を待てなくなった」という意見
- 2021年4月からまた減少傾向
  - 変異株や、感染拡大が原因か
  - 濃厚接触者が出たという理由のキャンセルも増えた

①beforeコロナとafterコロナの個人間精子提供の変化

②個人間提供のメリット・デメリット

③当事者として感じるドナー搾取のリスク

④今後の配偶子提供はどのように行われるべきか

# メリット

## 1. 選択肢が増える(生じる)

- 病院や公的機関経由のAIDが困難な人に選択肢を与える
  - FtMのパートナー女性／LGBTカップルも選択可能
  - 多数いるドナーから選択できる

## 2. 時間・手間がかからない

- ドナーとクライアントの合意さえあれば、すぐに精子提供を始められる
- 特に、高齢の女性にメリットが多い(時間が経つと卵子数が急速に減るため)

## 3. ドナーと面談可能

- ドナーの人となりを知ってから精子提供を受けられる

# デメリット

1. 経歴詐称による性病・遺伝性疾患等のリスク
  - 性病検査・遺伝的疾患の有無は自己申告に過ぎない
  - 学歴や職業(特に医師、弁護士等社会的地位が高いもの)を偽る可能性
2. 子どもの法的地位が不安定となる
  - 生殖補助医療に該当しないので、生殖医療民法特例法は適用されない
3. ドナー／クライアントの干渉リスク
  - ドナーが養育方針に干渉する可能性
  - クライアントが養育費(認知を求める)や相続権等を請求する可能性
  - 特に性行為を介した提供において、恋愛感情等で人間関係トラブルを起こす可能性
4. 出自を知る権利
  - 出自を知る権利を重視するドナー／クライアントはまだ少ない
  - ドナーと連絡が取れなくなってしまうと、事実上出自を知る権利は保証されない
5. 新優生学的思想
  - 「優秀な遺伝子」の選択
  - 期待した通りの子が生まれなかったとき、養育に影響が出るリスク
6. 近親婚
  - 事実的なデメリット
  - 生物学的なデメリットをどう考えるか? → 高齢出産との兼ね合い

①beforeコロナとafterコロナの個人間精子提供の変化

②個人間提供のメリット・デメリット

③当事者として感じるドナー搾取のリスク

④今後の配偶子提供はどのように行われるべきか



詳しくまとめた記事 → <https://精子提供.jp/?p=1373>

## 1. 経済的・時間的損失

- 面談時間だけで400時間を超える
- これまでの経費(交通費・サーバ運用費等)と機会損失は100万円超
- 提供の際に実費を受け取っているが、面談だけで精子提供まで至らなければそれもゼロ

## 2. 不誠実なクライアント

- ドタキャンや無断キャンセルをするクライアント
- 無償ないし極めて低額での提供を要求するクライアント(実費を考慮すると赤字)
- 優柔不断でかなり長期に渡って相談をし、時間を浪費させるクライアント
- セックス目的(であろう)クライアント(性的搾取の可能性はクライアントだけではない)
- 経済的精神的理由で養育が困難であるのに出産を求めるクライアント

## 3. 誹謗中傷・不愉快な連絡等

- 主にTwitterで誹謗中傷のメッセージが来る
- 精子ドナー希望者の質問メッセージが定期的に来る
- 不倫報道の同様に考えているであろうメディアから取材依頼が来る

①beforeコロナとafterコロナの個人間精子提供の変化

②個人間提供のメリット・デメリット

③当事者として感じるドナー搾取のリスク

④今後の配偶子提供はどのように行われるべきか

# 個人ドナーは廃止すべき

- 審査・監督等の法規制の元にある医療機関による提供のみにすべき
  - ドナー／クライアントの事前審査及び精子提供のあり方についての教育
  - 中間団体が入ることで、プライバシーや経歴詐称や干渉リスクを減らす
  - 子どもの法的地位を安定させ、出自を知る権利を保証する

# ほとんどの個人ドナーは倫理的に無責任

個人ドナーで、精子提供に関わる各種デメリットや、倫理的問題、法規制の必要性等を述べている者はほとんどいない。また、ドナー側の家族(主に配偶者)の存在及び家族に許可を得ているかを明らかにしているドナーも少ない。

もしこれらの事実に気がついていないのであれば、よく調べずに・考えずに軽率に精子ドナーを行っていることになり、倫理的に無責任である。気がついているのであれば、意図的にクライアントに不利益になる事実を隠していることになり、これも倫理的に無責任である。

ドナーはクライアントに不利益になりうる情報を事前に調査・検討し、それらをすべてクライアントに公開すべき。しかし、現状を鑑みるに、これを個人ドナーに期待するのは無理がある。そういう意味でも、個人ドナーは廃止すべきである。

# すべての新成人に無償の不妊検査を提供すべき

- 成人後に1回に限り不妊検査を受けられる制度
  - 生殖可能性は、人生を大きく左右しうる
  - 無精子症で離婚するカップルは少なくない

# Reproductive rights vs Children's rights

- 「子どもを生む権利」と「子どもの権利」をどうバランスするか？
  - アイデンティティ・クライシス
  - 経済的精神的に不安定な親の元で苦しむ子
  - 子どもの法的地位

## 詳しい記事

[https://精子提供.jp/?page\\_id=1326](https://精子提供.jp/?page_id=1326)